

研究種目：学術創成研究費
研究期間：2007～2011
課題番号：19GS0103
研究課題名（和文） ポスト構造改革における市場と社会の新たな秩序形成
－自由と共同性の法システム
研究課題名（英文） Law and Ordering of Market and Society in the Post-“Structural Reform” Era- A New Legal System for Liberty and Communitarity -
研究代表者
川濱 昇 (Kawahama Noboru)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60204749

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：秩序形成、構造改革、市場秩序、社会秩序、エンフォースメント

1. 研究計画の概要

バブル崩壊後の長期停滞から脱却すべく、「構造改革」が推し進められた。そこでは、従来、多くの分野で共同体的な関係に根ざした不透明な制度や慣行が存在し、様々な保護行政により効率の悪いシステムを温存してきた構造に長期停滞の主因があり、この構造的要因を除去し、人々の創意工夫を生かす自由な活動の促進が社会・経済の再生に不可欠と考えられた。しかし、単純に規制をなくすだけでは、不公正な取引が横行し、企業の組織形成においても、強者による不公正な支配に歯止めが効かなくなる。そのため、規制緩和の一方で、市場の公正さを確保し、自由な競争を保障するための規制の拡充・強化が要請される。また、そうした自由で競争的な市場に委ねることは効率性の追求に役立つとしても、それにより私人間の関係形成が歪められ、社会の存立基盤を掘り崩すような結果がもたらされる危険性もある。構造改革は、人々を他律から解放しようとした。だが、今求められているのは、自律としての自由を尊重しつつ人々の共同性を確保することを可能にする法システムであると考えられる。従来型の規制でも自由放任でもなく、自由を尊重しつつ共同性の確保を可能とする法システムのあり方を検討することが本研究の目的であり、次の3つの側面から検討を進める。

(1) 市場の秩序形成。自由で競争的市場と公正な取引を確保する制度、企業活動を活性化しつつ逸脱行動を防止する企業組織を検討する。(2) 社会の秩序形成。自律と信頼を確保する制度として契約・責任・家族制度を再検討し、効率性原理の浸透が社会と個人の存立基盤を脅かさないようにするセーフティネットを検討する。(3) エンフォースメン

ト。個人や自律的団体のイニシアティブの活用も含めた実効的法的執行システムのあり方を検討する。これらの検討を通じ、将来整備を進めるべき法的規制のプログラムを提言する。

研究の中心的な課題として、市場秩序と消費者支援、個人の自立と社会保障、これらに相応しい規制・執行システムに焦点を合わせる。研究期間を3つの期に分け、第1期（平成19・20年度）を現状の把握と問題点の整理、第2期（平成21・22年度）をそれに基づく新たな法モデルの検討、第3期（平成23年度）をこの法モデルを基礎とする具体的法的規制のプログラムの検討にあてる。

2. 研究の進捗状況

(1) 現状の把握と問題点の整理

①市場の秩序と消費者の支援

競争法：競争法の目的が消費者厚生改善であるとしても、それのみを違法性判断の基準とはできないことを明らかにし、競争プロセスへの影響も考慮する必要があることを示した。

消費者法：契約規制には他律型規制と自律保障型規制があり、自律保障型規制には自律を侵害から保護する規制と自律を支援する規制があること等を基礎とする分析枠組みを設定し、構造改革期における他律型規制から自律保障型規制への移行と自律を支援する規制の未整備を示した。

企業組織法：企業結合形成過程及び結合企業内の取引につき不公正の是正・防止メカニズムを解明し、これまでのガバナンスルールの問題点も解明した。

②個人の自立と社会保障・労働環境

従来の福祉国家像が揺らぎ、各国で自由主義

化といわれる現象が観察されるが、単純な収斂ではなく、各国の制度遺産を反映して、異なったタイプがみられることを明らかにし、社会保障の新たな枠組みとしてどのような可能性があるのかを探求した。また、規制緩和の進展に伴い、非正規従業員の増加等の要因により、濃密な人間関係に支えられた日本の労使関係の弱体化を明らかにし、今後の規制の方向性を検討した。

③規制・執行システム

独禁法及び法人処罰の現状と問題点を明らかにし、実効性の向上には、刑事罰から課徴金制度への移行が必要であることを示した。さらに、行政強制論から義務履行確保論への大きな流れを確認し、刑事規制の方向性との符合を示した。また、これらの規制との相互関係等に留意した民事規制のあり方も検討した。

(2) 法モデルの検討と提示

自律を尊重する個人保護のあり方として、認知能力の限界を踏まえ学習可能な状況を作成する法の整備と、学習不能な状況への対処としての直接的な介入という構造を持つ法モデルがポスト構造改革期の法モデルとして有望であることを明らかにした。

3. 現在までの達成度

- ②おおむね順調に進展している。
(理由)

第1期に予定した2(1)①市場の秩序と消費者の支援と2(1)②個人の自立と社会保障の2つの領域での問題状況の調査と分析は順調に進展し、構造改革期の対応の弊害の同定及びそれがどのような法の不備から生じたかに関する解明を終えた。この作業に依拠して、市場秩序については消費者厚生を直接的な基準とすることの問題点、自己決定支援の根拠とあり方、企業組織内の不公正への対処法、社会保障の新たな枠組みとして可能な選択肢の探求など、上記の不備の是正に資する法モデルの提示という第2期の課題についても、研究は順調に進展している。中間総括シンポジウム及び国際シンポジウムでの内外の専門家の意見に照らしても、その方向性が妥当であることを確認することができた。また、この法モデルのもつ新たな法的介入方式が現実の法システムでどのように作動し、効果的に機能できるかについての検討作業も、当初の目的に向けて順調に研究が進展しており、予定どおりの成果が見込まれる。

4. 今後の研究の推進方策

(1) 2(2)の法モデルの妥当性を各領域(消費者法、金融商品取引法、競争法、商業言論、自立支援、社会保障、企業組織等)にフィードバックして検証する。(2) 上記法モデルに基づく、競争法、消費者法、自立支援、社会

保障等の領域において、新たな規制プログラムを例示する。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計82件)

- ① 川瀆昇「独禁法は誰の利益を保護するか」川瀆昇ほか編『企業法の課題と展望』(商事法務)549-583頁(2009) 査読無
- ② 山本敬三「契約規制の法理と民法の現代化(1)(2)」民商法雑誌141巻1号1-44頁(2009)・141巻2号177-222頁(2009) 査読有
- ③ 森本滋「株主平等原則の理念的意義と現実的機能—株主の平等取扱いと公正取扱い—」民商法雑誌141巻3号291-332頁(2009) 査読有
- ④ 新川敏光「福祉レジーム変容の比較と日本の軌跡」宮島洋ほか編著『社会保障と経済1 企業と労働』(東京大学出版会)29-51頁(2009) 査読無
- ⑤ 川瀆昇「市場秩序法としての独禁法(1)-(3)」民商法雑誌139巻3号265-301頁(2008)・139巻4・5号439-465頁・139巻6号581-606頁(2009) 査読有
- ⑥ 村中孝史「労働契約法制定の意義と課題」ジュリスト1351号42-50頁(2008) 査読無
- ⑦ Toshimitsu Shinkawa, *Public and Private Social Policy: Health and Pension Policies in a New Era*, edited by Daniel Beland and Brian Gran (Hampshire, UK: Palgrave Macmillan, 2008). "The Japanese Familial Welfare State Mix at a Crossroads" pp. 228-248. 査読無
- ⑧ Kanako Takayama, "La responsabilidad penal de las personas jurídicas en Japón" (Traducción de María Verónica Yamamoto), *Revista de Derecho Penal (Argentina)*, 2008-1, ps. 731-748. (2008) 査読無

[学会発表] (計17件)

[図書] (計12件)

- ① 森本滋編著、商事法務『企業結合法の総合的研究』(2009) 468頁

[その他] ホームページ

<http://kaken.law.kyoto-u.ac.jp/gakuso/>